

一般財団法人長野県老人クラブ連合会表彰規程

第1条 この規程は、県内老人クラブの育成発展に功労のあった者及び優良老人クラブ（連合会を含む。）等を表彰して、その功をたたえ、もって老人クラブ活動の発展に資することを目的とする。

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して、長野県老人クラブ連合会長（以下「会長」という。）がこれを行う。

- (1) 郡・市町村老人クラブ連合会の会長、副会長又は理事（退任後2年以内の者を含む。）であって、単位老人クラブの会長又は地区老人クラブ連合会の会長若しくは副会長に在任した期間を含めて、6年以上在任し、その功績が顕著である者
- (2) 経済的若しくは労力的又はその他老人クラブ活動のために、積極的に尽力した者又は援助若しくは協力し、その発展に寄与した功績が、特に顕著である会員又はその他の個人若しくは団体
- (3) 活動実績が特に優れている老人クラブ
- (4) 老人クラブへの加入率が高く、かつ活動実績が優れている郡・市町村及び地区老人クラブ連合会
- (5) 県・郡・市町村老人クラブ連合会事務局職員として、10年以上在職しその功績が顕著である者
- (6) 前各号に定めるもののほか、老人クラブ活動のために特に優れた功績があつて表彰することを適当と認めるもの

第3条 前条第1号、第3号及び第5号に掲げる者（郡市老人クラブ連合会長及び県老人クラブ連合会事務局職員を除く。）については、既往において市町村老人クラブ連合会長又は、市町村社会福祉協議会長から老人クラブに係る業績について、功績顕著の故をもって表彰された者とする。

2 既往において、同一業務に関し、会長表彰を受けた者（前条に掲げた第3号・第4号については10年以内）は、除くものとする。

第4条 第2条第1号及び第3号ないし第5号に該当する者には、表彰状を交付して表彰する。

2 同条第2号及び第6号に該当する者には、表彰状又は感謝状を交付して表彰する。

第5条 表彰は、市町村老人クラブ連合会長が推薦した者又は会長が適当と認める者について、表彰審査会に諮りこれを行う。

2 表彰審査会は、別に定める数以内の理事をもって構成し、議長は会長がこれにあたる。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

表彰規程の適用について

(平成 25 年 3 月 15 日 理事会、評議員会確認事項)

1 第 2 条(1)について

地区女性部長は、地区副会長に在任したものとみなし計算する。

2 第 2 条(3)について

(1) 市町村別の表彰対象の限度は、クラブ数により次のとおりとする。

クラブ数	限度数
10 以下	1 クラブ
11 から 20	2 クラブ
21 から 50	3 クラブ
51 から 100	5 クラブ
100 以上	7 クラブ

(2) 女性部活動も老人クラブ活動に準ずる 1 クラブとみなし、表彰対象とする。

3 第 2 条(4)について

加入率は、60 パーセント以上とする。

4 第 2 条(6)について

次の各号の一に該当する者（役職員については、退任後 2 年以内の者に限る。）に適用する。

(1) 県老連の理事・監事・評議員に在任して退任した者（感謝状）

(2) 会員で、経済的、労力的その他老人クラブ活動のために、積極的に尽力した者（市町村老連会長の推薦に基づき表彰状又は感謝状）

(3) 年数等に若干の不足があるが、他の功績内容が著しく優れており、表彰することを適当と認める者（表彰状又は感謝状）